

集団扱火災保険のご案内

ご自宅も！診療所も！

5% off!
 集団扱一括割引適用

POINT

①

一般でのご加入より約5%おトク！

一括払のご契約では、一般でのご加入より5%割安（※火災保険集団扱年一括払による割引）。月払のご契約では5%の分割割増がかかりません。

POINT

②

建築費高騰による建物評価額・保険金額の見直し

近年、エネルギーや原材料の価格の上昇傾向が強まっています。また、建築資材の価格の高騰や消費税の引上げなども、建築費の上昇の原因となっています。これらの社会情勢から、同じ建物でも評価額が変動している可能性があります。**保険金額が評価額に対して低く設定されていると、全焼などの大きな事故の場合に、保険金が十分に受け取れない可能性があります。**

【評価額算出条件(例)】所在地:北海道／物件種別:専用住宅／構造級別:H構造／建築年月:2020年1月 【評価方法】年次別指数法(簡易型)／基礎工事を含む

 保険金額は
見直さなかった...


2020年
評価額 **2,000**万円
保険金額 **2,000**万円
2,000万円
で建築


 保険金額も
見直しました!


契約時と比較し評価額が約500万円も増加!

2025年



2,000万円では
同等の建物を
建築できない!!

評価額 **2,540**万円
保険金額 **2,000**万円

評価額 **2,540**万円
保険金額 **2,540**万円

2,540万円あれば
同等の建物を
建築可能!



保険金のお支払いは保険金額が限度のため、同等の建物を建築できる補償内容にするためには、評価額だけでなく保険金額も見直す必要があります。

POINT

③

「家財の地震保険」にも加入してしっかり備えましょう!

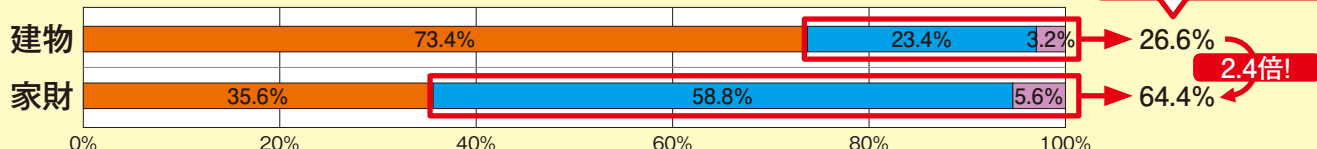
地震保険金額は最大で火災保険金額の50%までの設定となるので「建物の地震保険」だけでは生活再建の費用として足りないこともあります。昨今、耐震性の高い建物が増えてきていますが、建物に損害が生じなくても**家具類の転倒等により家財に大きな損害が発生する割合が高くなっています!**

2016年 熊本地震における地震保険金支払実績(注)

■ 損害の程度別の支払件数割合

■ 一部損 ■ 半損 ■ 全損

半損以上の割合



上記グラフの通り、半損以上の「支払件数」割合は「建物」が26.6%なのに対し、「家財」は64.4%となっており、2.4倍となっています。このことから「建物」よりも「家財」の方が損害の程度が大きくなりやすいことが読み取れます。

(注) 損保ジャパンにおいて2016年7月末時点で地震保険金支払が完了している契約についての実績です。

被害者の当面の生活を支えてくれる地震保険

■ 地震保険お支払事例

・建物が「一部損」、家財が「大半損」認定となった場合の地震保険支払保険金は以下のとおりとなります。

〈ご契約内容〉

保険の対象	基本保険金額	地震保険金額
建物	5,000万円	2,500万円
家財	2,000万円	1,000万円

〈地震保険 支払金額〉

保険の対象	地震保険金額	支払割合	支払保険金
建物(一部損)	2,500万円	5%	125万円
家財(大半損)	1,000万円	60%	600万円
合計			725万円

家財にも地震保険を加入しておくことで、保険金受取額が大幅アップ!

熊本地震の被災者の方からも、『家財の地震保険金』がとても役に立ったという声が数多く寄せられています!

ご加入にあたっての条件

この集团扱でご契約いただけるのは、
右記(1)と(2)の条件に該当する場合
に限定されております。

CHECK!

(1) 契約者

- ① 北海道医師会
- ② 北海道医師会の会員
- ③ 北海道医師会の役職員
- ④ 北海道医師会の会員が開設している診療所の従業員

(注) ご家族や、退職された方は契約者と
なることができませんのでご注意ください。

(2) 保険の対象の所有者

- ① 契約者本人
- ② 契約者の配偶者
- ③ 契約者またはその配偶者の同居の親族
(別居の扶養親族を含む)
- ④ 契約者またはその配偶者の別居の被扶養親族
(ただし、①から③までに掲げる方が保険の対象を共有または
使用している場合にかぎりまず)
- ⑤ 契約者の役職員

『一人医師医療法人』の場合

北海道医師会の会員である医師個人が、実態として診療所の開設者となっている「一人
医師医療法人(医療法人の内、医師が常時一人または二人勤務する診療所を開設する
法人)」もご加入対象です。下記(1)と(2)の条件をご確認ください。

(1) 契約者

- 医師個人
- 一人医師医療法人
- 一人医師医療法人の役職員

(2) 保険の対象の所有者

- ① 医師個人
- ② 医師個人の配偶者
- ③ 医師個人またはその配偶者の同居の親族(別居の扶養親族を含む)
- ④ 医師個人またはその配偶者の別居の被扶養親族
(ただし、①から③までに掲げる方が保険の対象を共有または 使用している場合にかぎりまず)
- ⑤ 一人医師医療法人
- ⑥ 一人医師医療法人の役職員
- ⑦ 一人医師医療法人の役職員の配偶者
- ⑧ 一人医師医療法人の役職員またはその配偶者の同居の親族(別居の扶養親族を含む)
- ⑨ 一人医師医療法人の役職員またはその配偶者の別居の被扶養親族
(ただし、①から③までに掲げる方が保険の対象を共有または 使用している場合にかぎりまず)

集团扱火災保険 お見積り依頼書

株式会社メディコ北海道 行

FAX : 011-210-7172

※現在ご加入の火災保険証券コピーを添えてFAX願います。
ご希望のご契約条件をお伺いしたうえで、お見積りさせていただきます。

希望連絡先

☐ 自宅 ☐ 勤務先 ☐ 携帯 ☐ Eメール

火災保険の満期日

令和 年 月 日

(該当項目に○印をおつけください。)

火災保険の満期日もご記入ください。(月まででも結構です。)

お名前	フリガナ		勤務先医療機関名	
			医籍番号	
住所	フリガナ			
	TEL — —			
連絡先	携帯 — —		E-mail	@
建物の種類	☐ 一戸建て住宅 ☐ 分譲マンション ☐ 賃貸マンション ☐ 診療所(自宅を含む) ☐ その他()			
専有・占有面積	m ²	建築年月	年 月	地震保険 ☐ セットする ☐ セットしない

<個人情報の取扱い>

メディコ北海道は、ご提出いただいた火災保険証券およびこの集团扱火災保険お見積り依頼書に記載いただいた個人情報をもとに、お客さまのニーズに合った火災保険契約プランをご提案させていただきます。なお、適切でわかりやすい資料にてご提案させていただくために、同個人情報情報をメディコ北海道が損害保険代理店委託契約を締結している損害保険ジャパン株式会社に提供することにご同意のうえ、集团扱火災保険お見積り依頼書にご記入ください。

- 「THEすまいの保険」は、「個人用火災総合保険」のペットネームです。
- このチラシは概要を説明したものです。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。また、その他の補償内容につきましては、必ずパンフレットまたはご契約のしおり等をご確認ください。
- 集团扱契約としてご契約いただけるのは、保険契約者および被保険者が損保ジャパンの定める条件を満たす場合のみとなります。詳細につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

<お問い合わせ先・取扱代理店>

一般社団法人北海道医師会指定保険代理店

株式会社メディコ北海道

〒060-0042 北海道札幌市中央区大通西6丁目 北海道医師会館3階

TEL 011(232)8878 (平日午前9時から午後5時)

FAX 011(210)7172

<引受保険会社>



損害保険ジャパン株式会社

札幌支店 法人第一支社 〒060-8552 北海道札幌市中央区北1条西6-2
TEL 011(281)6144 (平日午前9時から午後5時)